

西農水第2626号
令和8年1月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 高橋 敏明

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	玉津地区 (所敷、大谷、中土居、森戸、岡寺、川北、川南、船屋、玉津、市塚、横黒)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基幹的従事者が高齢化している。
- ・宅地化が進んでいる地域とそうでない地域がある。
- ・地区内に複数の土地改良区がある。
- ・水の便が悪い等耕作条件の悪い農地がある。
- ・地域内で栽培品目の差別化を行い、すみ分けしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(船屋、玉津、市塚、横黒)
中心経営体等が担っていくが、高齢化に伴い、今後は集落営農組織やシルバーオン農組織(高齢者の生きがい対策)の設立検討も必要である。

(所敷、大谷、中土居、森戸、岡寺、川北、川南)

中心経営体が担っていくが、耕作条件が悪い等の理由で集積が難しい農地についての維持管理方法は、土地改良区や自治会も含め検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

市街地周辺農地が多いため基盤整備事業の実施は難しいが、可能な範囲で検討を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。